

GOODYキャッシュー体型カード特約

第1条(本特約の目的、提供範囲等)

- 本特約は、株式会社足利銀行(以下「当行」といいます。))および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。))または株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。))が発行する「GOODYキャッシュー体型カード」(以下「本カード」といいます。))の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。
- 本カードのお申込みは、当行および三菱UFJニコスまたはJCB(三菱UFJニコスまたはJCBを以下「カード会社」といいます。))が別に定める「GOODYカード会員規約」(以下「会員規約」といいます。))および当行が別途定めるカード規定(ICキャッシュカード特約も含みます。以下同じ。))ならびに本特約を承認いただいた、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行から届出住所宛へ諸通知の発送や、諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

第2条(本カードの発行・貸与)

- 本カードの所有権は、当行に帰属します。本カードの申込みに対し当行およびカード会社(以下「両社」といいます。))が承認した場合に本カードは発行されるものとします。当行は承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします(以下本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」といいます。))。なお、本カードの表面に次の事項を記載します。
 - 会員氏名
 - 会員番号
 - カードの有効期限
 - 銀行口座番号(指定預金口座)
- 前項の(1)の会員氏名は、本カードの申込書記載の一体型会員氏名または申込書記載のカード表記用の氏名で表記させていただきます。この氏名は当行にお届けの指定預金口座名義とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本カードのお申込みについては、指定預金口座名義にかかわらず、屋号付の名称や通称は受付できません。
- 第1条第2項の申込みの際には、本カードのキャッシュカードとしての機能(あしぎんカード規定に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。))が対応する普通預金口座(総合口座取引の普通預金、決済用普通預金を含みます。以下同じ。))を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の指定預金口座として届出るものとし、第1項の(4)銀行口座番号として表示します。
- 本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらかじめ本カードのお申込みが必要となります。
- 一体型会員は、当行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面の所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- 一体型会員が本カード発行前に保有していた指定預金口座のキャッシュカード機能は、本カードのキャッシュカード機能を利用した時点、もしくは当行が定める有効期限を経過した時点で無効となります。
- 本カードは本カード上に表示された一体型会員本人以外には使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行に帰属しますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等して本カードの占有を第三者に移転することはできません。
- 両社が本カードの発行を承認しない場合、あしぎんICキャッシュカード(以下「ICカード」といいます。))を発行します。ただし、一般会員からゴールド会員またはプレミアゴールド会員への切替申込み、ゴールド会員からプレミアゴールド会員への切替申込みに対し、承認が受けられなかった場合は新たにICカードを発行せず、既に発行しているICカードを引き続きご利用いただくものとします。
- 前項の場合でも入会申込書、およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条(有効期限)

- 本カードの有効期限は両社が指定するものとし、本カードに表示した年月の末日までとなります。なお、クレジットカード機能とキャッシュカード機能ともに共通の有効期限となります。
- 両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、両社が審査のうえ、引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。))を発行します。
- 前項に基づいて更新カードが発行された場合、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用したとき、もしくは当行が定める有効期限を経過した後は無効となります。
- 第2項の場合において両社が更新カードの発行を承認しない場合、当行は第2条第8項により有効期限を更新したICカードを発行できるものとします。

第4条(本カードの機能)

- 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能(会員規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。))を、各々のあしぎんカード規定・会員規約および本特約に従って利用することができます。
- 一体型会員は、現金自動支払機、現金自動入金機、その他端末(以下「自動機」といいます。))において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているカード挿入方向の表示、自動機の画面表示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
- 前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向や自動機の操作を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
- 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第5条(本カードの使用不能)

- 万一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行またはカード会社にご照会ください。
- 本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、一体型会員は当行の窓口で所定の手続をするものとします。

第6条(本カードの機能停止等)

- 両社は、一体型会員と両社との間の会員規約、および一体型会員と当行との間のあしぎんカード規定が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴う不利益、損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。
 - 本カードの再発行のため、一体型会員が、当行またはカード会社に本カードを返還した場合
 - 本カードに関する諸変更手続きのため、当行またはカード会社に本カードを送付または預けた場合
 - 自動機の利用時、暗証番号相違、自動機の故障等の理由により本カードが回収された場合
 - 一体型会員から当行またはカード会社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合
- 一体型会員が本特約または会員規約に違反し、また違反するおそれがあると当行またはカード会社が合理的な理由に基づき判断した場合には、当行またはカード会社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能の利用についても停止することができるものとします。

第7条(本カードの解約・会員資格の取消)

- 一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては当行の窓口へ当行所定の書面を提出してください。この場合、本カードは当行に返還してください。
- 本カードのクレジットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することがあります。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能にかかわる契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても当行は責任を負いませんのでご了承ください。
- 前項の他に、当行は一体型会員が本特約またはあしぎんカード規定もしくは会員規約に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約ができるものとします。

第8条(届出事項の変更)

- 一体型会員が両社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預金口座等について変更があった場合には、当行の所定の方法により遅滞なく届出るものとします。届出の前に生じた損害については両社は責任を負いませんのでご了承ください。
- 前項の氏名変更および指定預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、第11条によるカード再発行が必要となります。
- 届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合、当行にカードを返還するものとします。ただし、当行が返還する必要がないと認めた場合、新しいカードが交付されるまでの間は本カードによるクレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用は継続できるものとします。これに伴って、万一損害などが発生した場合でも両社は責任を負いませんのでご了承ください。

第9条(紛失・盗難)

- 一体型会員は、本カードを紛失、盗難その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびあしぎんカード規定の定めるところに従って両社にすみやかに連絡するものとします。
- 前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の窓口で受付けるものとします。また、この届出の前に生じた損害については、カード規定に定める場合を除き当行は責任を負いませんのでご了承ください。
- 第1項の連絡を受けた場合には、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続きに従って、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。両社のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休み期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが利用できないことが生じても、両社は一切責任を負いませんのでご了承ください。

第10条(カード種類の変更)

- 本カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードのみを解約することはできません。この場合は、当行の所定の方法により単体のクレジットカードもしくはキャッシュカードへの切替手続きを行ってください。
- 本カードをクレジットカードとキャッシュカードに分離する場合も、前項と同様の手続きを行ってください。

第11条(カードの再発行)

- 両社は、紛失・盗難・破損・汚損、またはカード種類の変更等の理由により一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。この場合、一体型会員は両社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求めている場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。ただし、当行が返還の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。

第12条(カードの返還)

- 一体型会員は、次のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはカード会社の請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社は責任を負わないものとします。
- 会員規約所定の事由により両社が運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合(一体型会員が任意に退会した場合も含みます。)
 - 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合
 - 一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取りやめる旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合

第13条(カードの回収)

- 第12条(1)の場合、当行またはカード会社は各々の判断で、一体型会員に事前の通知・催告等を行うことなく、自動機や会員規約に記載の加盟店を通じて、本カードを回収できるものとします。

第14条(業務の委託)

- 当行は本カードの発行その他に関する業務をカード会社および株式会社あしぎんカード(以下「あしぎんカード」といいます。))に委託することができるものとします。
- カード会社およびあしぎんカードは、前項の業務につきカード会社およびあしぎんカードが指定する第三者に委託することができるものとします。

第15条(情報の共有)

- 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において、必要な保護措置を講じた上で両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。
 - 会員が、両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第8条第1項に基づいて両社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報
 - 第6条第1項各号、同条第2項、第12条、第13条記載の事項
 - あしぎんカード規定または会員規約に違反した事実
 - その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断にかかわる当該一体型会員の情報
- 両社は前項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
- 第14条に基づき、当行が本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲でカード会社およびあしぎんカードに対し、またはカード会社およびあしぎんカードが再委託する第三者に対し、本カードに表示しないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第16条(本特約の優先適用)

- 本特約とカード会員規約またはあしぎんカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第17条(本特約の変更)

- 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。